

海外経済要録

国際機関

◇OECCの経済政策委員会

4月18、19の両日、パリのOECC本部で開催された第6回OECC経済政策委員会(Economic Policy Committee)は、OECD(経済協力開発機構、今秋新発足の予定)の今後の活動を示唆するものとしてきわめて注目される。

会議は将来のOECDの事務総長となる予定のクリステンセン(デンマーク)司会のもとに20か国の代表が参加(このほか、ユーゴ・世銀・IMF・欧州通貨協定・欧州共同市場・欧州石炭鉄鋼共同体からオブザーバー派遣)した。今回は米国、カナダも正式に代表団を派遣(米国はヘラー大統領経済諮問会議議長を団長に、マーチン連邦準備制度理事会会長、ローザ財務次官、トリフィン教授など超一流の代表を送った)、討議に参加したが、とくに米国が非常な熱意をもって終始会議をリードしたことが特徴的であった。ケネディ大統領は代表団の出発に当たり、特別のメッセージを送り、今回のパリ会議の重要性を強調、各国がリセッション、失業などを克服し高い経済成長率を獲得するため、経済政策面で緊密に協力する必要を説いたと伝えられる。これは米国がソ連からの経済攻勢を前にして、西欧自由諸国の経済面での団結をいっそう強化し、米国自身の景気後退や、マルク、ギルダーの切上げ、ポンド不安などに示される自由諸国間の経済の不均衡を国際協調を通じて改善してゆこうとする熱意の現われとみられ、いわゆる経済のNATO体制が一步一步実現しつつあることを示すものといえよう。

会議の第2の特色は、この種のOECCの会議にはじめて全加盟国の中央銀行代表が参加したことである。これは今回の会議において、ホット・マネーを中心とする国際金融問題ならびに景気変動対策が重視され、これに対処する金融、財政政策面の協調にかなりのウェイトが置かれたためである。会議の結果はきわめて有益であったといわれ、また今後ともこの種の会議には、各国の中央銀行の代表者が直接参加することになるものと伝えられている。

会議の内容としては、まず当面の西欧経済情勢ならびにその将来の見通しに関する意見交換をはじめ、健全な

経済成長を助長する各種の政策、適正な経済成長率、西欧経済の弱点ならびにその対策(とくに米、英両国の対策)、国内均衡と国際均衡との調和、賃金の上昇と生産性の上昇との関連、関税引下げの問題、国内景気の過熱化と物価対策などがとりあげられたと伝えられる。また国際金融面については、最近とられた各種の為替措置の妥当性を認めとくにこの面での中央銀行間の協力が今後にも継続強化せらるべき旨を確認、当面の西欧国際収支面ではさし迫った問題は少ないが、将来起こりうるかもしれない大規模な短期資本の移動に対しては十分対策を講じておく必要があるとされた模様である。

会議の結果、主として米国の主張により、次の二つの専門委員会(working group)が設立され、それぞれの分野における報告を次回会議(7月25日パリで開催)までに作成することとなった。この結論は今後の自由世界の経済政策の大綱を決めるものとして注目される。

○今回の会議で設立された専門委員会

1. 経済成長に関する専門委員会
スカンディナビアの1国が委員長
OECD加盟予定国全部で構成
2. 国際収支に関連する金融・財政問題の専門委員会
ルナップ・オランダ代表が委員長
米国・英国・フランス・西ドイツ・イタリア・カナダ・スイス・オランダおよびスカンディナビアの1国で構成

米 国

◇繊維産業援助計画

5月2日ケネディ大統領は日本、香港、パキスタン、インドなど外国製品の輸出競争力増大に直面し苦境に立っている国内繊維産業を援助する計画を発表した。大統領は繊維産業が2百万労働者を雇用する米国第2番目の主要産業であり、その当面する問題は「深刻かつ根深い」ものであって米国経済全体に与える影響も直接的であると指摘し、次の7項目を提案した。

- (1) 繊維品主要輸出入国間の国際会議を早期に開催する。
- (2) 繊維産業が関税委員会または国防動員本部に対し互恵通商協定法のエスケープ・クローズまたは国防条項に基づき提訴した場合には個々に十分な検討を加

える。

- (3) 国内繊維業者が国内産綿花を購入する場合外国業者より高い価格を支払わねばならない現状を改めることを研究する（輸出補助金制に基づく現在の価格差は綿花1ポンド当り6セント、1俵当り30ドル、8月1日以降はそれぞれ8セント、42.50ドルとなる予定）。
- (4) 外国からの輸入増大によって打撃を受けた産業（繊維産業に限定されない模様）に対し連邦政府の援助を与えることを近く議会に提案する。
- (5) 繊維産業の近代化を援助するため租税教書の提案とは別に繊維機械に対する現行減価償却制度を再検討する。
- (6) 繊維産業に対する中小企業庁の融資援助を行なう。
- (7) 繊維の新製品、生産工程および市場に関する調査を拡充する。

ケネディ大統領は、繊維産業の中心地であるマサチューセッツ州の出身であり、この問題には特別な熱意を持っていると伝えられるが、今回の提案によって繊維産業界のかねての要望である輸入割当など直接制限手段を回避し、さしあたりは先進工業諸国の繊維品輸入増加、低開発諸国の輸出自主規制をねらいとした上記国際会議の成果に期待している模様である。

◇租税教書

ケネディ大統領は4月20日議会に租税教書を送り、要旨下記のごとき税制改革案を明らかにした。今回の改革案の特徴は、①新投資額の一部につき税額控除を認めるという形で設備投資を刺激し、②これに伴う税収減を他の税収増加策で相殺し、あわせて、③外国での所得に対する課税を強化して国際収支の改善をもねらったことにある。投資刺激の方式ないし税収増加策いかななどについては、かねて論議も多く、それだけに教書に対する各方面の反響も比較的冷淡と伝えられ、議会での審議の方向も予断を許さない模様である。なお、今回の改革案はさしあたりの部分的なもので、包括的な税制改革は明年議会に提出の予定のもとに財務省で検討が進められている。

1. 設備投資の優遇

本年1月以降の新規設備支出（国内に所在し、耐用年数6年以上の設備に関するもの）については、その企業（法人、個人を問わず）の所得税額から、次の方式により税額控除（tax credit）を認める。控除の最高限度は課税額の30%。

- (1) 新規支出の最初の5,000ドルの10%相当額。

- (2) 支出額のうち、その年の減価償却額の50%以上、100%以下に当たる部分の6%相当額。
- (3) さらに、この減価償却額の100%をこえる支出額の15%相当額。

これにより17億ドルの税収減が予想されるが、反面、これが20~30億ドルの設備投資増加と50万人程度の雇用増加とをもたらしものと期待されている。

2. 税収の強化

- (1) 配当および利子に対する所得税に源泉徴収制（税率20%）を併用、申告漏れを防ぐ。明年1月から実施する。税収増6億ドル。
- (2) 配当所得に対する優遇制度（最初の50ドルの所得控除、残りの4%相当額の税額控除）を廃止する。税収増4.5億ドル。
- (3) 事業経費（expense account）の査定を厳格化し、業務上の接待費、旅費などにつき、個人消費的性格のものを排除する。税収増2.5億ドル。
- (4) 事業用償却資産（depreciable business property）の売却益に対する優遇税率の適用を厳格化し、売却価格の取得原価をこえる部分のみに限定する。売却益のうち従来の減価償却額に見合う部分は通常の所得税の対象とする。税収増2億ドル。
- (5) 在外子会社の利潤につき、米国に送金されない部分に対する納税猶予（deferral privilege）を、先進諸国所在子会社関係に限り廃止する。また、「税の避難所」（tax haven）を除去するため、商業、特許権管理、保険などの業務を営む在外子会社に対する納税猶予を廃止する。これら外国所得関係の税収増2.5億ドル。

3. その他

- (1) 徴税事務を合理化、強化し、また在庫算定方式を検討して在庫操作による税の回避を防ぐ。
- (2) 本年7月1日に納期到来の法人税および消費税の臨時増徴分を延長する。
- (3) 1962年度よりジェット機燃料にも航空用ガソリン並みに1ガロン2セントの航空燃料税を課する。以降航空路維持費に見合うまで毎年5セントずつ税率を引き上げる。

◇長期国債金利最高限度問題

米国政府の発行する長期国債（期間5年以上の Treasury Bond）の金利は1918年以降第3および第4自由公債法により最高4¼%に制限されているが、4月27日財務省の発表によれば、財務長官あて書簡で法務長官は表面金利が4¼%以内である限り長期国債を割引価格で

発行することは違法ではない旨の裁定を下した。

長期国債金利最高限度が法定されていることは、高金利時において国債長期化政策を推進するに際しての主要障害となっていたため、1959年、前政府は議会にその撤廃を求めたが、下院歳入委員会における審議の過程で撤廃法案に連銀が長期国債の買入れによって必要な通貨量の増大をまかなうことを希望する旨の「希望条項」が挿入された結果法案の審議がたな上げとなった経緯がある。今回政府は前政府が議会に対する配慮から行なわなかった裁定を下したものであり、これにより今後の高金利時における長期国債発行の道を開いたものとみられる。議会側の反響もさまざま、たとえばゴア民主党上院議員は今回の決定は1959年当時の政府の議会に対する公約に違反するとしてこれを非難しているが、一方ルイス民主党下院議員は、連銀の長期国債買いオペレーションの決定により議会の希望条件は満たされたとしているものの、法定限度そのものの撤廃のほうがより望ましいとの意見を表明している。

◇不況地域援助および最低賃金引上げ関係法成立

米国議会はかねてケネディ大統領の景気および失業対策に基づく各種法案の審議を続けているが、そのうち不況地域援助および最低賃金引上げに関する主要2法案がこのほどあいついで両院を通過、5月1日および同5日にそれぞれ大統領の署名を得て正式に成立した。これらはいずれも大統領の要請の線をほぼ実現したものであり、それだけに大統領の重要な政治的勝利とされている。両法案の骨子は次のとおり。

1. 不況地域援助法

この法律は失業が増大・慢性化している不況地域に対し、貸付および贈与の形で特別援助を与えようとする連邦政府の4ヵ年計画を承認したものである。計画の中心は各1億ドルの貸付基金3個を設定した点にあり、これにより、①不況都市地域ないし②不況農村地域における工場設備の更新ないし新設、および③不況地域への工場誘致に必要な公共施設の建設に、それぞれ必要とされる資金の融資が行なわれる。所要資金は財務省からの借入という形で調達される。

このほか、貸付の返済能力に欠ける貧困地域に対しては工場誘致に必要な公共施設のため計75百万ドルの資金贈与が認められた。さらに不況地域における職業再訓練計画の補助として年4.5百万ドル、失業克服策の計画立案のための補助として年4.5百万ドル、職業再訓練中の労働者の生活補助として年10百万ドルの支出が認められた(4年間では76百万ドル)。

なお、現在のところ28州約110の地域がこの計画の対象となるものとみられている。

2. 最低賃金引上げ法

この法律は公正労働基準法を改正して現行の法定最低賃金を引き上げ、かつその適用範囲を拡大しようとするものである。これによれば、まず現行最低賃金1時間当たり1ドルの適用を受けている2,400万人の労働者(主として製造業)については、本法成立の4ヵ月後から最低賃金を1.15ドルへ、さらにその2年後から1.25ドルへ引き上げる。これにより実際には本年9月には190万人の労働者が、また1963年9月には300万人の労働者が直接に賃金の引上げの恩恵を受けることとなる。

次に、商業、建設業などの関係労働者362.4万人が新たにこの法律の適用範囲に加えられる。これら労働者に対しては本法成立より4ヵ月後から1時間1ドルの最低賃金が適用され、その3年後にこれが1.15ドルへ、さらにそのまた1年後に1.25ドルへと引き上げられる。この結果、これら労働者は1965年9月以降、現在すでに本法適用下にある労働者と同等の立場に立つこととなる予定である。これによって実際上賃金引上げが行なわれる労働者は本年9月には66.3万人、1.15ドルの段階では109.3万人、さらに1.25ドルの段階では133万人と推定されている。

欧州諸国およびアフリカ

◇英国の1961年度政府予算

ロイド英蔵相は4月17日議会において1961年度政府予算(本年4月～明年3月)を発表したが、その際の蔵相による予算演説、新予算の内容などにつき注目される点は次のとおりである。

1. 予算演説

昨年は繁栄の年であったが、その基盤は必ずしも十分でなく、輸入の急増にもかかわらず期待された輸出の大幅増加が実現しなかった。今年は輸出競争力の強化がいっそう緊要な課題となっているが、個人消費支出の大幅増加が見込まれるとともに、物価騰貴の傾向もうかがわれるため、新年度予算はインフレ抑制的の効果をもつものでなければならない。そのためには歳入の増加と個人消費の抑制を図るとともに、財政面からも迅速かつ機動的に景気を調整する道を開く必要がある。

2. 予算の内容

新年度予算の経常支出は民政費の増加を主因に前年度実績比215百万ポンド増加し6,002百万ポンドとなっているが、一方経常歳入面では自然増収のほか、法人利潤

税を2½%、自動車税を20%引き上げ、さらに重油税課税（1ガロン当り2ペンス）の復活、および10%のテレビ広告税の新設などの税制改革が行なわれるため、歳入見積り額は6,508百万ポンド（前年実績比574百万ポンドの増収）となり、この結果経常収支は506百万ポンドの黒字となる。他方国有産業への貸付などを中心とする資本勘定収支を含めた総合収支は69百万ポンドの赤字となるが、これは前年度予算318百万ポンド赤字（同実績394百万ポンド赤字）に比べて著しい改善となる。

3. 予算の特徴

- (1) 財政政策の機動的な運用を図るため、大蔵大臣に対し購買税、関税、内国消費税の税率を随時10%の範囲内で上下に変更しうる権限を付与すること。
- (2) 労働力不足ならび景気対策として雇用税 (payroll tax) 制度を新設し、雇用主に対し労働者1人当り1週4シリングの限度内で課税しうる権限を大蔵大臣に付与すること。
- (3) 所得水準の上昇に伴い超過所得税の課税限度が低すぎ実情にそぐわなくなっているため、その限度を従来の2千ポンドから4千ポンドへ引き上げること。

4. 反響

シティ筋では、新年度予算の性格はディスインフレ的な予算であるとし一般的に好感をもって迎えられており、とくに財政政策の機動的運用がとり上げられたこと、および超過所得税の引下げが実行されたことは時宜に即した施策として歓迎している。しかし超過所得税の引下げと引替えに法人利潤税が引き上げられたこと、さらに雇用税が新設されたことなどは産業の発展を阻害する恐れがあると、雇用税制度の発動を見合わせるべきであるとの声も強く、また税制面において具体的に輸出

促進措置が打ち出されなかった点を不満とする声も聞かれる。

◇英国政府の輸出促進策

英国商務省は4月12日輸出促進のため輸出信用保証局の保証機能を強化し、次の措置を実施する旨公表した。

- (1) 輸出信用保証局は輸出保険料率を、従来危険率の高い市場への輸出に適用されていた高率保険料を中心に平均25%（最高40%）引き下げること。
- (2) 英国の銀行その他金融機関が1件2百万ポンドをこえる大口のプラント類、船舶などの輸出に関し信用力ある外国の輸入業者に対し期限5年以上の貸付を行った場合、輸出信用保証局は国際収支の状況が許す範囲内で当該貸付金を新たに保証対象とすること。
- (3) 輸出信用保証局は年間輸出額が10千ポンド以下の中小輸出業者に対し保証制度を新設すること。この場合輸出業者は100ポンドにつき15シリングの保険料を払い込むだけで輸出総額の90%の支払保証を受けることができる。

今回の措置は本年2月の英蘭銀行による中期輸出金融優遇措置に引き続きとられたかなり積極的な輸出促進策であるが、その中で大口プラントなどの輸出につき長期の信用保証の道が開かれこれによって輸出業界が保険会社などの長期資金を容易に動員できるようになった点とはとくに注目を要する点である。

◇西ドイツ・ブンデスバンクの公定歩合引下げ

ブンデスバンクは5月4日の中央銀行理事会において、5月5日以降公定歩合を3.5%から3%へ引き下げの旨の決定を行なった。

今回の措置は、マルク切上げ後も引き続き実施されてきた金融緩和政策をさらに一歩押し進めたものである。すなわちマルク切上げが小幅であったこともあって、今日までそれほど大きな効果をあげておらず、切上げ後も貿易・資本両収支面から外貨の流入が続き、内外均衡の矛盾は依然未解決のまま残されている。かかる情勢にかんがみ、ブンデスバンクは昨年11月の公定歩合引下げ以来推進してきた金融緩和政策をマルク切上げ後も一貫して堅持し、2回の支払準備率引下げ、再割引わく拡大、4回にわたる公開市場証券売却レートの引下げなどにより、対外金利差の縮小、長短期資本の輸出促進について努力を重ねてきたが、今回の公定歩合引下げによりこの方向をさらに一段と推進しようとしたものである。

今回の措置につきブンデスバンク・プレッシング総裁

英国の1961年度予算

(単位・百万ポンド)

区 分	1961年度 予 算	前 年 度 実 績	前 年 度 予 算
経 常 歳 入	6,508	5,934	5,980
うち 所 得 税	2,729	2,433	2,478
関税・内国消費税	2,510	2,390	2,409
経 常 歳 出	6,002	5,787	5,676
うち 国 防 費	1,656	1,596	1,608
民 政 費	3,531	3,393	3,299
国 債 費	815	798	769
経 常 収 支	506	147	304
資 本 純 支 出	- 575	- 541	- 622
総 合 収 支	- 69	- 394	- 318

は、公定歩合引下げ発表後の記者会見において、「国内景気情勢は基本的には公定歩合引下げを許す状況にはない」ことを認めつつも、「国内金利を国際金利水近づけることは喫緊事であり、引下げ決定に当たっては国際的要因の考慮が決定的役割を果たした」旨説明し、対外均衡重点主義に立った同行の一貫した立場を明らかにした。

なお今回の引下げと同時に公開市場証券売却レートは一率 $\frac{1}{8}$ %引き下げられ（3ヵ月もの $2\frac{1}{4}$ %）、また市中貸出金利の最高限度も同日追隨して $\frac{1}{2}$ %方（当座貸越 8% から $7\frac{1}{2}\%$ へ）引き下げられた。預金金利の引下げは金融機関の協議により決定されるが、これについては4月1日に貯蓄預金金利を引き下げたばかりの貯蓄金庫筋からの反対があり、今後の成行きが注目される。

◇西ドイツ・ブンデスバンク、短資流入抑制のため非居住者に対する支払準備率を引上げ

ブンデスバンクは4月20日の理事会において、非居住者に対する債務についての支払準備率に関し下記のとおり決定を行なった。

(1) すべての準備義務ある市中銀行の非居住者に対する債務（預金およびドイツ企業の外国借入に対する債務保証額）につき5月以降法定最高限度の準備率を課する（ただし、債務保証のうち昨年5月末現在の残高に相当する部分については適用されない）。

(2) 準備額の算定に当たっては、非居住者に対する債務額から、市中銀行が外国に保有する銀行預金、短期投資物件の金額を控除する。

非居住者に対する債務については、すでに1960年1月以降、1959年11月末の残高をこえる部分について法定最高限度（要求払債務30%、定期債務20%、貯蓄預金10%）の準備率が課せられてきており、したがって今回の措置により新たに法定最高限度の支払準備率が課せられるのは1959年11月末残高に相当する部分（従来居住者預金と同率を適用）となる。かかる意味において今回の措置のねらいは短資流入の阻止よりはすでに流入している資金の流出を図ることにあるとみられよう。

また西ドイツ企業の対外借入に対する西ドイツ市中銀行の債務保証は、昨年6月の引締め強化の際、昨年5月末の残高をこえる部分のみを新たに準備義務ある債務に加え、法定最高限度の準備率を課してきたが、基底部分たる昨年5月末の残高については今回も支払準備義務は課せられないこととされた。ブンデスバンクは昨年6月上記措置をとった際の説明で、昨年5月ごろまでの残高は正常な輸入金融上の必要に基づくものと考えられる旨

の説明を行っており、今回の場合も同じ理由に基づくものと考えられる。

なお準備額算定に当たって外銀への預金・対外短期投資物件（政府短期証券・銀行引受手形など）を控除する措置は昨年6月引締め強化によりいったん廃止されたものを今回再び復活したもので、これにより資本輸出に促進効果を与えようとするものと思われる。

◇西ドイツの対米・英債務の期限前償還

西ドイツは4月28日、対米戦後債務787百万ドル中587百万ドル、対英戦後債務67.5百万ポンド（189百万ドル）の期限前償還を行なった。

今回の措置は、ドルおよびポンドの防衛に協力し、同時に西ドイツの過剰な外貨準備を減少せしめる国際通貨面の協力措置として実施されたものであるが、注目すべきは、対米債務の償還の一部が米国の希望によりマルクで行なわれたことで、米国の希望はこの資金をもってマルクに対するドルの為替相場を維持しようとする意図に基づくものとされている。米国が債務の償還をドル以外の通貨で受け取ったのは今回がはじめてではないが、従来はすべて相手国側の外貨事情を考慮して行なわれたもので、米国側の事情ないしは国際通貨情勢への配慮から行なわれたのは今回がはじめてである。

なお戦後の対米債務は1953年のロンドン債務協定により10億ドルに確定され（1953年以降年 $2\frac{1}{2}$ %付利）、1958年以降の償還により本年3月末の残高は787百万ドルまで減少していた。今回の償還に当たりとくに2億ドルが未払のまま残されたのは、戦後米国が接收した西ドイツ資産の補償問題が未解決であることを考慮したものである。また戦後の対英債務は同じくロンドン債務協定により150百万ポンド（420百万ドル）に確定されたが、1953年以降の償還によりその残高は今回の返済額にまで減少していたものである。

なおフランスに対する債務残高532.8百万フラン（108百万ドル）についても、現在その償還が検討されている。

◇オランダ銀行の支払準備率の引上げ

オランダ銀行は4月21日、支払準備率を現行の9%から10%へ引き上げることと決定、22日から実施した。

オランダ経済は、1959年の夏以降投資、消費とも急上昇を続けてきているが（1960年の対前年比増加率、投資20.2%、消費8.3%）、昨年年央以降、一部の製造工業における設備能力不足に加われ、全般的にも労働力不足（1960年中の失業率はおおむね1%）の傾向が顕著と

なり、このため鉱工業生産は頭打ち傾向を示すなど、景気過熱を続けている。この間物価は当面、輸入の増加により安定を保っているものの、多額の海運収入を主因として、同国の国際収支は慢性的な黒字を続け、このため市中の流動性は著しく増大、この面からもインフレ圧力が加わるという困難な状態にある。

先般ドイツ・マルクに追随して行なわれたギルダー平価の切上げは、オランダ経済が西ドイツ経済と密接な相互依存の関係にあるところから、マルク切上げの直接的な悪影響を避け、進んでオランダの構造的な国際収支黒字とこれと関連するインフレ傾向の是正をねらいとしたものであった。しかしながらギルダー切上げ後も、国際収支の黒字傾向はそれほど弱まらず、市中の流動性はさらに増大を示しているので、かかる市中の過剰流動性を直接吸収し、とくに国内経済面でのインフレ圧力を極力緩和せんとするねらいのもとに今回の措置がとられたものとみられる。

なお、今回の支払準備率の引上げは、1959年夏の景気上昇以来4度目（この間支払準備率6%→10%）のものである。

オランダの国際収支

(単位・億ギルダー)

区分	1959年	1960年	1961年（ギルダー切上げ後の推定）
輸出	140.3	158.1	170.0
輸入	150.8	174.0	188.7
貿易収支	- 10.5	- 15.9	- 18.7
サービス収支	+ 28.7	+ 28.0	+ 29.5
経常収支	+ 18.2	+ 12.1	+ 11.1
資本収支	- 14.6	- 0.5	- 5.9
国際収支	+ 3.6	+ 11.6	+ 5.2

◇アムステルダム外国公債市場再開

オランダ政府は、このほど1955年以來のアムステルダム資本市場における外国公債の起債禁止措置を近く解除する旨決定した。再開後のアムステルダム市場における外国公債（政府保証債を含む）の起債は「交換可能ギルダー勘定」を通じて行なわれ、起債額についての制限は1件につき最高50百万ギルダー（13百万ドル）、最低10百万ギルダーと定められた。本措置は最近のギルダー・

ポジションの強化、市中流動性の増大などを背景に実施されるものであるが、これにより、ギルダーは資本取引面でもさらに自由化されることとなり、関係筋では国際金融の中心地としてのアムステルダムの地位がさらに高まるものとして好感を示している。

従来アムステルダム市場では、政府、地方自治体の債券をはじめ内債の消化を保護するため、ここ数年間外国公債の起債が禁止されてきた。これは直接には、1955、56年とオランダの国際収支が悪化し、ギルダー・ポジションが弱まったことによるが、さらにその後1956、57年にオランダはリセッションに見舞われ、地方財政がとくに窮乏化し、地方債の起債が著増したため、その対策として外国公債起債禁止の措置が引き続き実施されていたものである。しかしながら、最近のオランダの国際収支は構造的な黒字を示し、金・外貨準備も従来にない高水準を維持しており、これを反映して国内の流動性も著しく高まり、現在では政府ならびに地方自治体の起債は低利(注)でかつきわめて円滑に消化されている。

(注) 超一流公債 (guilt-edged bonds) のレートは、1957年末の6%から1960年末4.25%、さらに先月末には3.85~3.95%まで低下。

今回の外国公債市場の再開は、かかる事情を背景として行なわれたものであるが、3月のギルダー切上げ後も、国際収支の不均衡がそれほど是正されそうもない実状からみて、今回の措置が資本輸出の促進を通じ国際収支対策として効果をあげることも期待されている。なお、アムステルダム市場は、起債金額の制約面では、ほぼスイス並みとなるが、オランダの金利水準がきわめて低いため、今後の推移が注目される。

◇南ア連邦における公定歩合引上げ

南ア準備銀行は5月4日公定歩合を4½%から5%へ引き上げた。今回の引上げは昨年来の輸入増勢、政治不安に基づく資本の国外流出などによって同国の国際収支が悪化し、金・外貨準備は5月4日81.5百万ポンドと1958年8月来の最低を示すに至ったために行なわれたものである。

アジア、大洋州および共産圏諸国

◇クウェートの新通貨発行

クウェート政府は、4月1日から同国独自の新通貨クウェート・ディナールを発行、同月末までにガルフ・ルピー（インド準備銀行発行）を回収することとした。その概要は次のとおりである。

(1) 発券機関 新設の通貨委員会

(2) 通貨の呼称ならびに単位

クウェート・ディナール (Dinar) と呼称され、単位はディナール、補助単位ディラム (Dirham) ($=\frac{1}{10}$ ディナール)、フィルス (Fils) ($=\frac{1}{100}$ ディナール)

(3) 平価 1クウェート・ディナール=1英ポンド (純金2.48828グラム)

(4) 通貨の種類

イ、紙幣 10、5、1、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、各ディナール
ロ、硬貨 100、50、20、10、5、1各フィルス

(5) 発行準備 金 (原則として通貨発行高の50%以上)、英ポンドなどの交換可能通貨、交換可能通貨表示の商業手形、外国大蔵省証券など

(6) 旧通貨のガルフ・ルピーは4月末までに1ルピー=75フィルスの交換レートにより回収される。

クウェート土侯国はスターリング地域のメンバーであり、これまでは他のペルシャ湾沿岸土侯国 (バーレン、カタール、トゥルーシャルオーマン、マスカットオーマン) と同様、法定通貨として、昨年6月まではインド・ルピー、それ以降は同じくインド準備銀行がこれら地域のために発行するガルフ・ルピーが流通していた (昨年6月インド側の要望によるガルフ・ルピー発行の際は、等価でインド・ルピーを回収した)。同国では戦後石油開発が急速に進み、最近では中東第1の産油国となり、同国の受け取る石油利権料は、年間3~3.5億ドルに上っている。同国は、おおむねその殆どを経常費、経済開発費に使用し、残りを在ロンドン投資委員会を通じておもに英国大蔵省証券国債などに投資し、外貨準備として蓄積運用している。このような経済発展と経済力を背景にして、今回本国通貨を発行するに至ったものである。

◇ニュージーランドの輸入制限と賦払信用規制の強化

ニュージーランド政府は、4月13日、従来の輸入制限緩和方針を改め、再び輸入制限の強化に踏み切った。また同17日には賦払信用の規制を強化した。すなわち、同国は1959年4月以降、輸出の伸長を背景に、数次にわたり輸入制限を緩和し、産業用原材料、薬品など一部品目の輸入については、まず前年実績までは自由にライセンスを発給し、その後さらにその50%まではいつでもライセンスの追加発給を行なう“R” (Replacement) ライセンスを採用するなど、輸入ライセンス制度をしいにゆるやかなものに改めてきた。この結果1961年の輸入ライセンス発給計画においては、輸入の約55%がほぼ自由化されることになっていた。しかしながら、昨年における

羊毛酪農品市況の悪化を主因に輸出が下期以降伸び悩み、反面輸入は制限緩和により増大し、同国の国際収支は昨年半ば以降急激に悪化をみた。ニュージーランド準備銀行は、このような情勢に対処して昨年11月以来金融引締めを行ない、国際収支の改善に努めてきたが、民間輸入抑制の面では十分な効果をあげるに至らなかった。そこで政府は従来の輸入制限緩和の方針を改め、輸入制限の強化に踏み切らざるをえなくなったものである。また賦払信用についても、1959年7月以来の規制緩和が改められ、今回の措置により1958年のリセッション時以上のきびしい規制下に置かれることとなった。これら措置の概要は次のとおりである。

1. 輸入制限強化措置

(1) “R” 品目 (民間輸入の約5割を占める) のライセンス追加発給を原則として停止する。すなわち、“R” 品目を2分類に分け、

イ、第1分類に属する、ココア、楽器、ミシンなど85品目については、ライセンスの追加発給を行なわない。

ロ、第2分類に属する、茶、綿布、モーターなど116品目については、個別審査によりケース・バイ・ケースで追加ライセンスを発給する。

(2) その他の品目のライセンス発給についても抑制に努める。

2. 賦払信用規制強化措置

トラック、トラクターなど生産財を除き、次のとおり頭金の増額、期間の短縮が行なわれた (カッコ内は従来の取扱い)。

	頭金	期間
乗用車、軽トラック	66% (50%)	12か月 (18か月)
中古乗用車、軽トラック	50% (33%)	18ヶ月 (24ヶ月)
オートバイ	33% (33%)	18ヶ月 (24ヶ月)
家具、備品	5% (—)	18ヶ月 (—)
その他耐久消費財	10% (—)	18ヶ月 (—)

(注) 自動車、オートバイ以外は1959年7月に規制が解かれ、慣習で頭金なし、期間24か月となっていた。

◇豪州のIMFからの外貨買入れ

豪州政府は、4月27日、IMFから次のとおり外貨買入れを行なう旨発表した。

(1) 金額 175百万ドル

(2) 買入れ通貨 (単位・百万ドル) ドイツ・マルク55、米ドル40、英ポンド30、フランス・フラン15、イタリア・リラ15、カナダ・ドル10、オランダ・ギル

ダー10、合計175

(3) 別に、期間1年間のスタンド・バイ・クレジット100百万ドルの取決めを行なった。

今回の買入は7か国通貨により行なわれたが、豪州政府は随時これらの通貨を米ドルまたは英ポンドに交換のうえ使用しようこととなっている。

今回の措置（外貨買入れ175百万ドル、スタンド・バイ・クレジット100百万ドル、合計275百万ドル）に、3、4両月にかけて行なわれたスイス、カナダにおける外債募集（合計34百万ドル）を合わせると、豪州の外債調達額は合計309百万ドルに上り、これは昨年2月の90%輸入自由化以来1か年余の外債準備（中央銀行保有分）の減少332百万ドルをほぼ埋め合わせることとなる。豪州政府は、金融引締め継続と輸出の振興により国際収支の均衡回復を図るという従来の方針を堅持すると表明しており、今回の措置は当面の外貨不足に対処したものであるが、一つには輸入制限復活を見込んだおもしろく輸入を防止しようとする意図もあるとみられている。

◇中国人民銀行の農業貸付金利の引下げなど

中共和国務院は、重農政策の一環として、5月1日以降、中国人民銀行の農村人民公社（生産大隊および生産小隊を含む）、国营農場および公社員個人に対する貸付金利を、従来の月利0.6%から0.48%へ引き下げることとした（単純年利引下げ率1.44%）。

なお、同行の農村人民公社の工業部門などに対する貸付金利（月利0.6%）および公社信用部から受け入れる預金ならびに信用部に対する貸付金利（いずれも月利0.42%）には変更がない。

また、公社信用部の各種貸付金利は、一応従来どおり（月利0.6%）とするものの、各地の実情に応じ、それぞれの省、市および自治区の上級機関の承認を得たうえで、上記人民銀行の利率に準じ変更できることとなっている。

◇1961年度中ソ貿易協定

本年度中ソ貿易協定は4月7日調印をみた。同協定の概容は次のとおりである。

- (1) 中共はソ連に対し非鉄金属鉱石、錫、水銀、鉛、銻鉄、セメント、桐油、化学工業製品、羊毛、生糸、茶、毛および絹織物、縫製品およびメリヤス製品、その他工業製品および手工芸品を供給する。
- (2) ソ連は中共に対し鍛造・圧延設備、電力および電気工業設備、石油設備、工作機械、掘削機、ポンプお

よびコンプレッサー、トラクター、自動車、石油製品、圧延鋼、化学製品、その他を供給する。

(3) ソ連は中共の農業がきびしい自然災害を受けたことにかんがみ、1960年の貿易に生じた中共の対ソ債務について無利子、5年分割返済を認める。

(4) 本年8月末までにソ連は中共に対して砂糖50万トン进行与し、支払は1964～67年間に进行うこととする（無利子）。

今次協定について注目される点を摘記すれば次のとおりである。

- (1) 中共が従来ソ連に輸出していた大豆、米、果物など食料品が姿を消したこと。
- (2) 昨年度協定では年間輸出入額を前年比10%増と予定していたが、本年度協定ではこれに触れていないこと。
- (3) 対ソ債務返済のため1956年以降中共は出超を続けていたが、昨年は中共の農産品輸出不振の結果入超となり、既往債務の返済も猶予してもらわざるをえなくなったものとみられること。
- (4) 昨年7月、11月のキューバとの協定で、中共は本年中にキューバ糖100万トンを輸入することとなったが、今回さらにソ連から50万トンを追加輸入することとしたこと。

◇中共の食糧買付け

中共は食糧不足緩和のため、すでにカナダ、豪州両国から135百万ドルに上る食糧の緊急買付けを行なったが、最近さらに両国と食糧の追加買付け契約を結ぶに至っている。

買付け契約の概要は次のとおりである。

- (1) 対カナダ 本年6月以降1963年末までの2年半に小麦186.7百万ブッシェル、大麦46.7百万ブッシェル、計362百万ドル相当額を買い付け、決済は25%を現金、75%を9か月払いとする。さしあたり本年6月から11月までの半年間に小麦、大麦、小麦粉、計66百万ドル相当額を買い付ける。
- (2) 対豪州 本年7月1日から11月15日までの期間に小麦28百万ブッシェルを買い付け、決済は10%を現金、40%を6か月払い、残り50%を1年払いとする。

このほか、11月15日から12月末までに小麦約1百万ブッシェルを買い付ける交渉を進めている。

これらを含めて中共が本年中に両国から買い付ける食糧は2億5千万ドル見当に達するものとみられる。最近中共は輸入決済資金の調達に悩んでいる模様で、今次契

約において大部分を延べ払い決済としたことは、ロンドン市場における最近の銀の大量売却とともに注目を要するところであろう。

◇ソ連国民経済発展計画1961年第1四半期の遂行実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の4月16日の発表によれば、1961年第1四半期の経済計画の遂行状況は次のとおりである。

工業部門別生産増加率

(前年同期比増)

部 門	1961年	1960年
	%	%
鉄・非鉄冶金	9	11
燃料・エネルギー工業	7	10
機械製作・金属加工	16	16
化学工業	14	11
建設資材工業	16	21
森林・製紙・木材加工工業	6	7
軽工業	3	10
食料品工業	6	6

主要物資の生産高・増加率

品 目	1961年第1 四半期 生産高	前 同 期 比 増 年 増 %
鉄 鉄(百万トン)	12.3	8
鋼 塊(")	17.3	8
圧 延 鋼(")	13.7	8
鋼 管(")	1.6	10
鉄 鉱 石(")	27.8	10
石 油(")	39.1	13
ガ ス(+ 億 m ³)	15.2	28
石 炭(百万トン)	94.6	1
電 力(+ 億 KWH)	72.4	9
人造・合成繊維(千 ト ン)	61.6	25
金属切削工作機(千 台)	39.8	9
化学設備(百万ルーブル)	55.5	14
農業機械(")	215	27
綿 織 物(+ 億 m ²)	1.2	- 0.3
毛 織 物(百万 m ²)	114	4
テ レ ビ(千 台)	459	21
冷 蔵 庫(")	159	27
洗 た く 機(")	280	44
肉 (千 ト ン)	548	- 13
パ タ ー(")	93	2
乳 製 品(ミルク換算 百万 ト ン)	1.8	14